

英国との間でAEO相互承認 が実施されます。

これまで英国との間では、EU構成国として、日EU・AEO相互承認に係る取決めの枠組みの下、日英両国のAEO事業者の貨物に対する迅速な通関が認められていましたが、**英国のEU離脱に伴い、離脱協定に基づく2020年12月31日までの移行期間の終了とともに同取決めの枠組みから英国が外れることとなります。**

こうした状況を受け、英国のEU離脱後においても日英両国におけるAEO事業者の貨物に対する迅速な通関を維持するため、日英の税関当局間でAEO相互承認に係る取決めを作成し、**2020年12月18日**に署名を行いました。

本取決めは、**移行期間終了後の2021年1月1日から実施**されることとなります。

1. 日英AEO相互承認の概要

日英AEO相互承認の実施により、日EU・AEO相互承認と同様に迅速通関等のベネフィットが提供されます。AEO事業者に対する主なベネフィットは以下のとおりです。

① 審査・検査の軽減

日本のAEO輸出入者の貨物が英国で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

② 物流混乱時における迅速な通関

英国における物流混乱時において、日本のAEO輸出入者の貨物に対し、可能な限りにおいて迅速な通関が供与されます。

※ 上記のベネフィットは、英国のAEO輸出入者の貨物についても、我が国において同様に供与されます。

上記に記載されたベネフィットの利用方法については、次ページをご覧ください。

2. ベネフィットの利用方法

(1) 英国でのベネフィットの利用方法

- イ 日本のAEO輸出入者の方は、日英AEO相互承認用コードを各税関のAEO制度担当にご確認ください(日EU・AEO相互承認用コードを既にお持ちの方は、同じコードを利用できます)。
- ロ 日英AEO相互承認用コードを英国の取引相手にお知らせ下さい。
- ハ 英国の輸出入者が、英国での輸出入手続の際に当該相互承認用コードを入力することで、皆様の貨物が、英国での輸出入手続におけるAEO相互承認のベネフィットを受けることができます。

AEO輸出入者
でなくても利用可!

(2) 日本でのベネフィットの利用方法

- イ 英国のAEO輸出入者と取引を行う 日本の輸出入者の方は、取引相手となる英国のAEO輸出入者に12桁の日英AEO相互承認用コードを確認して下さい(英国のAEO輸出入者が保有する12桁のコードは、日EU・AEO相互承認で利用されていたコードから変更はありません)。
- ロ 輸出入者又は通関業者の皆様は、取引相手となる英国のAEO輸出入者の貨物に係る輸出入申告をNACCSを利用して行う際に、海外仕出人・仕向人コード欄に当該相互承認用コードを入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：英国のAEO輸出入者が保有するコード(12桁)の体系】

“A”+英数字7桁+国コード2桁(GB)+数字2桁：(例)A1B34567GB00

ご不明な点等がございましたら、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話：0138-40-4254	神戸税関	電話：078-333-3071
東京税関	電話：03-3599-6343	門司税関	電話：050-3530-8312
横浜税関	電話：045-212-6125	長崎税関	電話：095-828-8801
名古屋税関	電話：052-654-4169	沖縄地区税関	電話：098-862-9291
大阪税関	電話：06-6576-3391		